

一 監 第 40-1 号
令和3年 1月 25日

一戸町長 田 中 辰 也 様

一戸町監査委員 柴 田 正 三



一戸町監査委員職務執行者 鹿 川 勝 司



第三セクター奥中山高原(株)に対する監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、第三セクター奥中山高原(株)に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



第三セクター奥中山高原(株)に対する監査結果報告書

1 監査の対象

第三セクター奥中山高原株式会社（所管部課：産業部商工観光課）

2 監査の範囲

原則的に令和元年10月1日から令和2年9月30日までの事業を対象とし、必要に応じてこの期間外も対象とした。

3 監査の期間

令和2年11月20日（金）から令和3年1月25日（月）までの間

4 監査の方法

関係書類の提出を受け予備監査を実施するとともに、所管課職員及び対象団体関係者からの聴取も実施した。

5 監査の結果

- (1) 同社は別添「監査結果分析調書」の主要財務データに見られるように、第8期・第9期において高額な赤字を計上し、経営状況が著しく悪化している。

その原因のひとつに前代表取締役社長が自らの経営責任に対する認識不十分のまま職務を遂行したことが上げられる。

前代表取締役社長の善管注意義務並びに忠実義務遵守による職務遂行については、平成31年3月29日実施の同社監査役による特別監査で改善を指摘されていたが、「監査結果分析調書」記載のとおり、改善が不十分となっており、前代表取締役社長自らが善良なる管理者の注意義務を認識し、的確な経営判断に基づいて経営に当たるべきところ、部下職員に経営実務を任せ、経営悪化、経営管理等の把握不十分など、善管注意義務違反並びに定款・法令等を遵守し会社のために忠実に職務を行う忠実義務違反の実態が認められることから、代表取締役としての任務懈怠があったと思料する。

- (2) 代表取締役会長は、①第8期上半期の高額赤字（3,082万円）の経営状況を危惧し、平成31年3月同社監査役に特別監査を要請 ②令和元年12月に前代表取締役社長に対し改善指示書を発出 ③令和2年8月24日監査委員監査実施を要請している。

以上の実態から 節目節目で経営を分析しており、前記の監査結果等を受けて前代表取締役社長に対し、実績向上策等を指導していることなど、善良なる管理者としての任務は果たしていたと認められるが、両期の高額な赤字計上に係る経営結果責任の重大性に鑑み、よりいっそうの監視・監督を強化されたい。

- (3) 意思決定プロセス・会計処理等において、正規のプロセスを経ない契約・支出が見受けられ、経営悪化の一因となっている。業務執行の基本となる経理に関する規程の整備を望みたい。

【勧告事項】

- (1) 善管注意義務並びに忠実義務遵守による職務遂行を強化されたい。
- (2) 経営収支実績等を鋭意把握分析して、的確な経営判断励行に努められたい。
- (3) 取締役・取締役会の監視・監督機能発揮を図られたい。
- (4) 会計処理等における経理規程を整備されたい。
- (5) 社員の指導・育成及び職場環境・給与規程の整備に努められたい。

【指示事項】

- (1) 令和元年7月・9月M社へのイワナ販売代金を売掛金（未収金）として正常経理の上、管理されているが、令和2年12月に同代金を請求した結果、回収不能の状態となっている。
販売状況等について、十分精査・審議を尽くし適正に措置すること。
- (2) 他社との製品共同開発に当たっては、契約書作成等の商取引の基本を順守して、資金・物品移動の記録及び経理処理に的確・適正を期し、疑義事象発現の防止に努めること。

※ 詳細については、別添「監査結果分析調書」参照。

奥中山高原株の経営改善・再建策について(提言)

1. センターハウス並びに管理センター運用の抜本改革の検討

当社主力事業のセンターハウス・管理センターの収支状況は、第1期から第9期までの間において、2事業の累積赤字金額が2億4千万余にのぼる不採算部門となっており、会社全体の経営悪化の主な原因になっていると認められる。

したがってこの2事業の収支改善が経営健全化検討の最優先課題と思料する。

以上のことから、次項取組を検討されたい。

(1) 直近の取組

- ① 2施設の利用者のニーズ、利便性等を精査の上、グリーンシーズン等の一部休館など重複業務コストの削減
- ② 2施設各事務所の集約・統廃合後のメリット・デメリットを検証の上
超過勤務費等、人的経費などの改善による費用削減
- ③ 2施設の温泉浴場等は町民の福利厚生に資しており、維持管理費の一部は、一戸町からの指定管理料で支弁されているが、その主たる利用目的に鑑みて、当該指定管理料の契約適正金額を関係課と連携して検証（5年契約の満了日 令和4年9月30日）

(2) 中・長期の取組

- ① 2施設建物の老朽化に伴う大規模修繕状況並びに残存使用可能年等の実態を精査・把握の上、中・長期の運用における効率化・集約化を考究
- ② 町民等の利用ニーズ等を精査・分析の上、福利厚生施設としての重点利用など、将来の主たる運用の合理的方向性を検討
- ③ 町民の福利厚生施設であると同時に、観光客を受入れる施設でもあることから、サービスの質向上に社員一体となり取り組み、効率的かつ安定的に利用者を確保することで、売上増を推進。

2. 全庁による「商工観光課」支援の「アドバイザーチーム」設置の検討

総務省ガイドラインに基づく、一戸町の判断と責任による「第三セクター奥中山高原株の経営健全化方針の策定」については、現在、商工観光課において、鋭意取り組み中であるが、本方針の策定及び長期にわたる取組状況の進行管理

など、本件取組の重要性に鑑み、庁内職員全体で、所管課を強力に支援する必要があると思料することから、同課の諮問・要請等に応えるなどの目的で、「奥中山高原(株)経営健全化アドバイザーチーム（仮称）」の設置を検討されたい。

3. 奥中山高原(株)内設置の「経営改善計画書」作成委員会活動支援の検討

令和2年8月3日、総支配人を責任者として委員選任の上、同作成委員会が発足したが、現在まで、経営改善計画書を作成できていない。

同計画書は全社員の意見等を集約検討・作成することにより、会社の一体感を高め、経営改善進捗に方向性を共有する重要な取組であることから、同作成委員会に対し「経営改善プロジェクト」のメンバーによる助言・指導の強化を検討されたい。